

5 市役所A・B棟を建て替えた場合の施設規模の想定

市役所A・B棟を建て替えた場合、新庁舎の適正規模について、国が示す基準に従い試算しました。

(1) 新庁舎の施設規模（算定根拠）

①国が示す法令等による施設規模の算定基準

新庁舎の施設規模については、国が示す次の2つの基準により算出し比較検討しました。

- ・総務省 地方債同意等基準
- ・国土交通省 新営一般庁舎面積算定基準

②施設規模算定に用いた職員数

国が示す施設規模の算定基準では、庁舎内に勤務する職員数に応じて算出することになります。算定に当たっては、平成30年4月現在の市庁舎A・B・C棟で勤務する職員数（再任用職員、嘱託職員等を含む）615人を算定に用いることとしました。

なお、C棟については、今後も使い続けることを想定しているため、全体からC棟分を控除して、A・B棟分を算出することとしました。

③施設規模の算定結果

国土交通省および総務省
総務省および国土交通省の基準により算出した新庁舎の施設規模は下表の通りです。

項目		国土交通省基準 総務省基準	総務省基準 国土交通省基準
算定結果		14,977 m ²	15,353 m ²
内訳	C棟床面積	6,171 m ²	6,171 m ²
	C棟控除後床面積	8,806 m ²	< 9,182 m ²
新庁舎の施設規模		8,800 m ²	

④新庁舎の施設規模（C棟を除く）

現在の厳しい経済情勢や本市の財政状況を考慮し、コンパクトで効率的な庁舎が現実的と考え、上記の算定結果を踏まえ、新庁舎を建設する場合の施設規模は、約8,800 m²とします。

なお、新庁舎を約8,800 m²で建設した場合、既存の庁舎の面積と比較すると、全体で約11%（A・B棟のみで比較した場合約17%）の縮減が図れます。

【まとめ】

現在の床面積	A・B棟	C棟	合計
	10,608 m ²	6,171 m ²	16,779 m ²



施設規模算定	新庁舎の施設規模	C棟	合計